

社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスの相談窓口
 三鷹市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
 電話：0422-79-3505（平日の午前9:00から午後5:00まで受付）
 ※時間外は緊急用の携帯電話に転送されます。

2. 事業所の概要

(1) サービス提供地域

運営	社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会
事業所名 (事業者番号)	三鷹市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 (1373601218)
所在地	三鷹市新川6-37-1 三鷹中央公園・元気創造プラザ3階福祉センター内
介護保険指定	三鷹市指定
サービス提供の地域	三鷹市、武蔵野市、小金井市、府中市、 調布市、世田谷区、杉並区

(2) 事業所の職員体制

管理者（兼職）	1名
主任介護支援専門員	2名
介護支援専門員	4名
事務職員（兼職）	1名

(3) 営業時間

平日	午前9時～午後5時
----	-----------

3. 申込からサービス提供までの流れと主な内容

(1) 契約

事業者から居宅サービス計画作成の手順、サービス内容に関して説明いたします。説明を聞いて利用者が契約するか決めます。契約した場合、利用者は保険者へ「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出を行います（提出代行可能）。

(2) 課題分析

事業者は、利用者の居宅を訪問し、利用者の状況や環境を理解した上で、解決すべき課題を把握いたします。

(3) 居宅サービス事業者等に関わる情報提供

- ①事業者は、地域内のサービス提供事業者の内容や料金等に関する情報を提供します。
- ②事業者は利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合、利用者の同意を得て主治医の意見を求めます。
- ③利用者及びその家族は事業者へ居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めたり、当該事業所を居宅サービス計画に位置付ける選定理由の説明を求められます。
- ④事業者は公正中立な立場で利用者に事業所を紹介し、居宅サービスの内容が特定の種類の、事業者に不当に偏るような誘導、指示、情報提供をいたしません。

(4) 居宅サービス計画の作成

①事業者は居宅サービス計画（原案）を作成し、介護保険給付の有無、利用料等を利用者および家族に説明し、同意を確認し、居宅サービス計画を作成します。

②利用者及び家族は、居宅サービス計画（原案）の内容について意見を言い、事業者に再作成を依頼することができます。

(5) サービス事業者等の連絡調整

居宅サービス計画の目標に沿ったサービスを提供するため、サービス事業所との連絡調整を行います。

(6) 月間サービス計画の確認

提供される当該月までにサービス利用票を利用者に提示し、同意いただきます。

(7) サービス実施状況の把握、評価について

①事業者は居宅サービス計画の実施状況を把握するため、居宅サービス事業所との連絡を継続的に行うとともに、少なくとも一月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者と面接し、その結果を記録します。

②事業者は居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

③事業者は利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合、介護保険施設等に関する情報を提供します。

(8) 居宅サービス計画の見直し

事業者は利用者のご希望や、状態の変化等により居宅サービス計画の見直しが必要と判断した場合、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。また、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な支援をいたします。

(9) 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(10) 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、事業者は利用者の居宅サービス計画書が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報提供に誠意を持って応じます。

(11) ケアプランの利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況については別紙の通りです。介護サービス情報公表制度において公表しています。

4. 利用料金

要介護認定等を受けた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス証明書を後日保険者の窓口に出すと、全額払戻しを受けられます。

(1) 居宅介護支援費

区 分	単位数	金額（※）
要介護1～2	1,086	12,000円/月
要介護3～5	1,411	15,591円/月

※単位数に三鷹市の地域単価11.05を乗じた金額です。

(2)加算

区分	単位数	金額（※）	算定内容等
初回加算	300	3,315円/回	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けて居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護度状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。
特定事業所加算 (A)	114	1,259円/月	人員体制、研修・会議の実施、24時間連絡体制の確保、地域包括支援センターと連携したケアマネジメントの提供等の算定要件を満たしている場合。 ※運営体制によって変更されます。
特定事業所加算 (Ⅲ)	323	3,569円/月	
特定事業所加算 (Ⅱ)	421	4,652円/月	
通院時情報連携加算	50	552円/回	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。

※単位数に三鷹市の地域単価11.05を乗じた金額です。

5. 感染症及び災害発生時の対策強化と業務継続に向けた取り組み

- (1) 感染症の発生及びまん延等を防止するため指針の整備、対策委員会の開催、研修・訓練を実施します。
- (2) 感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施します。

6. 虐待防止について

虐待の発生・再発を防止するため指針の整備、対策委員会の開催、研修を実施し、担当者を定めます。

7. ハラスメント防止について

ハラスメントを防止するための方針を明確にし、必要な対策を実施します。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所相談・苦情担当

電話 0422-79-3505 FAX 0422-71-2053

(2) その他

当事業所以外に、下記の窓口で苦情を伝えることができます。

- ・三鷹市健康福祉部介護保険課

電話 0422-45-1151 FAX 0422-48-2813

- ・東京都国民健康保険団体連合会

電話 03-6238-0177 FAX 03-5326-0984

9. 当協議会の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会
 代表者 会長 亀谷 二男

所在地・電話番号 三鷹市新川 6 - 3 7 - 1
三鷹中央防災公園・元気創造プラザ 3 階福祉センター
電 話 0 4 2 2 - 4 6 - 1 1 0 8
F A X 0 4 2 2 - 4 9 - 8 4 3 7

定款に定めた事業

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 前 3 号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 資金貸付 (イ奨学資金、ロ応急援護資金、ハ社会事業資金 (8) 生活福祉資金貸付等相談事業 (9) 放課後児童健全育成事業の経営 (10) 老人居宅介護等事業の経営 (11) 障害福祉サービス事業の経営 (12) 移動支援事業の経営 (13) 福祉サービス利用援助事業の経営 (14) 老人福祉センターの運営 (15) その他この法人の目的達成のために必要な事業

事業所数 居宅介護支援事業所 1 ヶ所 訪問介護事業所 1 ヶ所